

# いじめ防止基本方針（改定）

福島市立南向台小学校

## <いじめの定義>

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条1号）

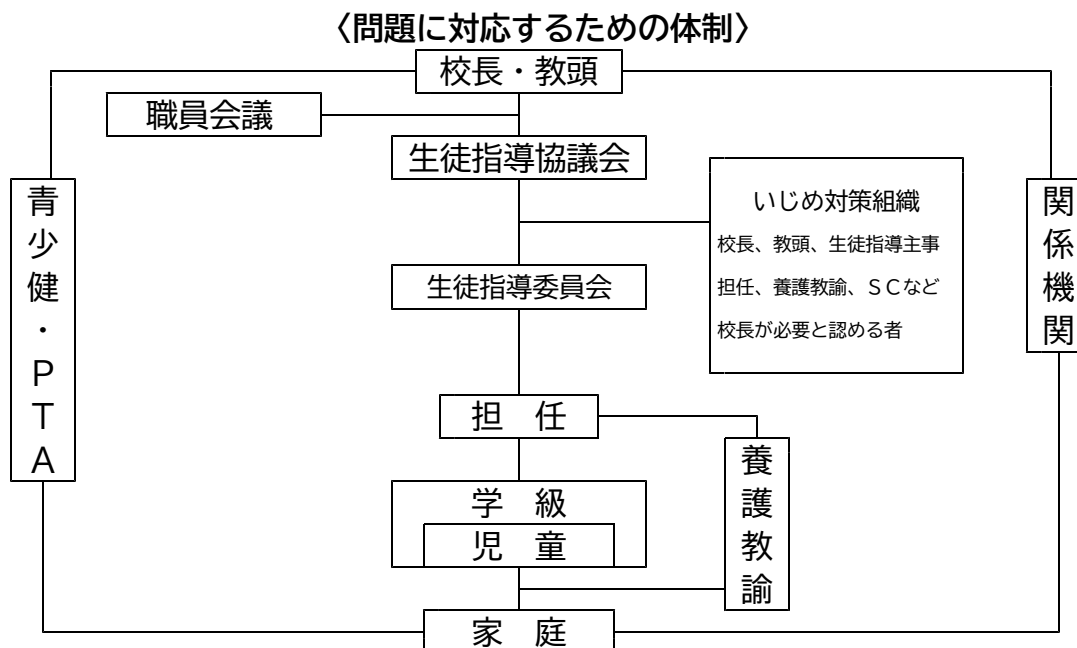
## 1 目 標

- (1) 「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて、児童観察・理解、児童の指導にあたる。
- (2) 「いじめは、人間として絶対許されない」ということを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (3) いじめは、暴力行為の有無にかかわらず、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、児童の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあることを踏まえ、組織的にいじめ防止に取り組む。

## 2 本校の基本方針

### (1) 組織的な指導體制

- ① 「いじめ対策組織」を中心として全教職員が一致協力体制を確立する。
- ② 「いじめ対策組織」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ③ 平素から組織的な対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ④ いじめの問題等に関する指導記録を「学級経営誌」の個票に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ⑤ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の協力を得て、より実効的ないじめの問題の解決に資する。
- ⑥ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。



## (2) いじめの認知にあたっての教職員の心構え

- ① いじめの認知にあたっては、いじめの被害児童の立場に立つこと。
- ② いじめの被害児童本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見極めること。
- ③ いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみではなく、学校全体で組織的に判断すること。
- ④ SNS上における悪口など、いじめの対象となっている児童本人が気付いていない（心身の苦痛を感じるに至っていない）ケースも想定されるので、適切な対応に努めること。
- ⑤ いじめの事実を隠蔽するような対応は許されないこと。
- ⑥ いじめは、全ての児童が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得ること。また、被害者と加害者は短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要なこと。
- ⑦ いじめは、児童が所属する学級や部活動等といった閉鎖性等を伴う環境で発生しやすいこと。
- ⑧ ⑦に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりが必要なこと。
- ⑨ 障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たること。

## (3) 校内研修の充実

- ① 年に複数回、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ② 校内研修を年間計画に位置づける。

## (4) 地域や家庭との連携について

- ① 学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ② 家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
  - ア 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設ける。
  - イ 学校評議員会を活用し、地域と連携した対策を推進する。
- ③ より多くの信頼できる大人にSOSを表出できるように、また、児童のSOSをしっかりと受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 3 いじめの未然防止

### (1) いじめ未然防止の基本方針

- ① 「いじめは現に起きている」「全ての児童が被害者、加害者いずれの立場にもなり得る」と考える。
- ② 児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- ③ 児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係づくり、安心・安全な学校生活づくりに取り組む。
- ④ 児童が、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに取り組む。
- ⑤ 児童に集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、居心地のよい集団づくりに取り組む。

- ⑥ 児童がいたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していけるようにする。

## (2) いじめ未然防止のための取組

### ① いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- イ 児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ウ 常日頃から、児童と教職員が「いじめとは何か」について具体的な認識を共有する手段として、「何がいじめなのか」を具体的に列挙し掲示する。

### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。
- イ 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ウ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整・解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

### ③ いじめ加害の背景の理解

- ア 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- イ 学級や学年、特別活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ウ 児童がストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

### ④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- イ 教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
- ウ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- エ 社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、幅広く長く多様な眼差しで児童を見守る。児童も長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるようにする。

### ⑤ 児童自らによる「いじめについての学び」

- ア 児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。
- イ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯で

ある」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶことができるようにする。

ウ ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶことができるようにする。

エ 教職員は、全ての児童がいじめを学ぶ意義を理解し、いじめ防止活動が主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、児童を支えるよう心がける。

## 4 いじめの早期発見

### (1) いじめ発見の基本方針

- ① いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
  - ・ 大人の目に付きにくい時間や場所で行われる。
  - ・ 遊びやふざけあいを装って行われる。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持つ。
- ③ 早い段階から複数の教職員で的確に関わる。
- ④ いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ⑤ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ⑥ 身近にいる教職員が児童のSOSを受け止め、支援できるように積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ① 「いじめアンケート」の調査を年に3回行う。 ※ 10年間保存
- ② 状況に応じて、適宜アンケートを行う。
- ③ 定期的な「ふれあい教育相談」を実施する。
- ④ 児童が友達のSOSに気付くことができる「親和的な集団」を形成する。
- ⑤ 保健室や相談室の利用、ハートサポート相談員、電話相談窓口について広く周知する。
- ⑥ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。
- ⑦ 個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑧ 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ⑨ いじめに関する情報について、学校の教職員全体で共有する。
- ⑩ 児童が適切な援助希求行動ができるような体制をつくる。

## 5 いじめへの対応

### (1) いじめの対応基本方針

- ① 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 被害児童の保護を最優先とする。
- ③ 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ④ 謝罪や責任を形式的に問うことに指導の主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ⑤ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## (2) いじめを発見、いじめの通報を受けたときの取組

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- ④ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ⑤ いじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、組織で対応する。
  - ア いじめ対策組織で直ちに情報を共有する。
  - イ いじめ対策組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
  - ウ いじめの事実確認の結果は、校長の責任のもと、被害・加害児童の保護者に連絡する。
  - エ いじめ認知後は、速やかに福島市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 次のような場合、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。
  - ア いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき。
  - イ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき。

## (3) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ① いじめられている児童にも責任があるという考え方はしない。
- ② 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ③ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。
  - ア 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
  - イ いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
  - ウ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
  - エ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
  - オ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
    - ・ いじめた児童を別室において指導
    - ・ 出席停止制度の活用
    - ・ 心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力
- ④ いじめが解消（事案発生から3か月が経過した時点で判断）した場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ⑤ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

## (4) いじめた児童又はその保護者への支援

- ① 事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で毅然とした対応をする。

- ・ 特別の指導計画による指導
- ・ 出席停止
- ・ 警察との連携による措置
- ・ 学校教育法第11条の規定に基づく懲戒

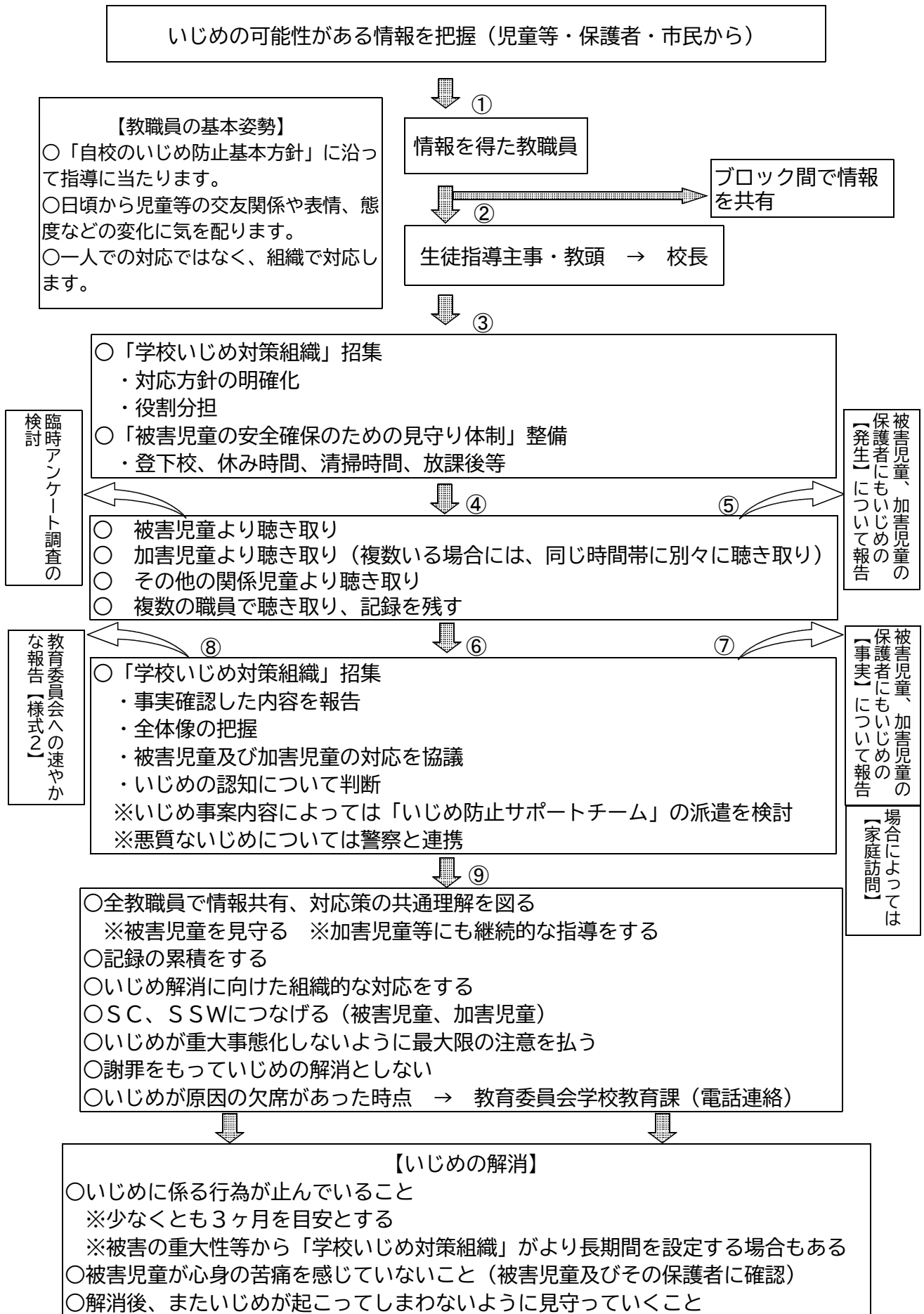
#### (5) いじめが起きた集団への支援

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ② いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ⑤ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきと考える。
- ⑥ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### (6) ネット上のいじめへの取組

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関と連携し、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、関係機関と連携し、プロバイダに対して速やかに削除を求める。
- ③ 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ 児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ⑥ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## 【いじめ問題対応フロー図】



臨時アンケート調査の検討

④

- 被害児童より聴き取り
- 加害児童より聴き取り（複数いる場合には、同じ時間帯に別々に聴き取り）
- その他の関係児童より聴き取り
- 複数の職員で聴き取り、記録を残す

被害児童、加害児童の保護者にもいじめの報告

教育委員会への速やかな報告【様式2】

⑥

- 「学校いじめ対策組織」招集
  - ・事実確認した内容を報告
  - ・全体像の把握
  - ・被害児童及び加害児童の対応を協議
  - ・いじめの認知について判断
- ※いじめ事案内容によっては「いじめ防止サポートチーム」の派遣を検討
- ※悪質ないじめについては警察と連携

被害児童、加害児童の保護者にもいじめの報告【事実】について報告  
  
 場合によっては【家庭訪問】

⑨

- 全教職員で情報共有、対応策の共通理解を図る
  - ※被害児童を見守る
  - ※加害児童等にも継続的な指導をする
- 記録の累積をする
- いじめ解消に向けた組織的な対応をする
- SC、SSWにつなげる（被害児童、加害児童）
- いじめが重大事態化しないように最大限の注意を払う
- 謝罪をもっていじめの解消としない
- いじめが原因の欠席があった時点 → 教育委員会学校教育課（電話連絡）

**【いじめの解消】**

- いじめに係る行為が止んでいること
  - ※少なくとも3ヶ月を目安とする
  - ※被害の重大性等から「学校いじめ対策組織」がより長期間を設定する場合もある
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童及びその保護者に確認）
- 解消後、またいじめが起こってしまわないように見守っていくこと

## 6 いじめ重大事態への対処

### (1) いじめ重大事態の定義

<いじめ重大事態の定義>

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条第1項)

### (2) 重大事態の発生及び疑い

- A) 児童の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- B) 児童が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日が目安)
- C) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」(学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査に当たる)

※重大事態が発生した場合、福島市教育委員会を通じ7日以内に市長に報告

### (3) 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合

教育委員会の指導・助言の下、以下のような対応に当たる。

- ① 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置する。
  - ・学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。(学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係(0B含)等)
  - ・教育委員会のSCやSSWも外部人材として派遣される場合もある。
- ② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する。
- ③ 累積した記録をもとに、調査結果をとりまとめる。
- ④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

## 7 評価と改善

### (1) 評価と改善

- ① いじめ問題の取組状況について、学校評価の項目に入れ、点検・評価し、必要に応じて対応を改善する。
- ② 学校のいじめ防止基本方針を見直し、適宜改善を図る。